

# 『綠窗新話』と『新話撫粹』

——萬曆時代の『綠窗新話』——

大塚秀高

## 前言

小論は、『綠窗新話』の流傳狀況、及び現存のテキストと本來のそれとの相違を、その後身と見做しうる『新話撫粹』により考究せんとするものである。以下、この二つのテーマをめぐって論を進めてゆくが、それに先立ち、『綠窗新話』の成立期はいつか、という問題に対する筆者の見解を明らかにしておきたい。

私はかつてこの問題に對し、『藝文雜誌』所載の『綠窗新話』及び『新話撫粹』とにより、現存のテキストは南宋の、第二代皇帝孝宗（在位一一六三～八九）趙眘（眘の古字）朝以降の成立ではないかと述べ、その根據として下巻に收められる「麻奴服將軍贊栗」において、『說文』の著者許慎が許謹に作られている點を指摘しておいた。<sup>[1]</sup>だが、孝宗の諱を憚つてゐる例は、實は上巻にも存していた。「漢成帝服謹邱膠」や「唐明皇咽助情花」で、趙眘が謹邱膠とされているのがそれである。このように、一度ならず南宋皇帝の諱が憚られてゐる以上、現存のテキストがその滅亡以前の成立にかかるものであることに相違はあるまい。

南宋は孝宗以降、光宗（惇）・寧宗（擴）・理宗（昀）・度宗（禥）・恭

帝（㬎）と續くが、現存のテキスト中にこれら皇帝の諱を憚つていれば検出できない。だが、これらは頻繁に使用される文字とは言い難く、従つて、『綠窗新話』の成立期は孝宗在位のころである、と限定するわけにはゆかない。そこで、差し當つては孝宗朝以降南宋末に至る約百年間を、『綠窗新話』の成立期と見ておくことにしたい。

## 一

現在目にしうる『綠窗新話』のテキストには次の二種類がある。一つは上海藝文社刊行の『藝文雜誌』（夏劍丞編）の第一卷第二期から第六期に、民國二十五年から二十六年にかけて分載されたものであり、他の一つは上海古典文學出版社が一九五七年に刊行した排印本である。後者には周夷の「後記」があり、前者は吳興嘉業堂所藏の寫本（以下、これを嘉業堂藏抄本とよぶ）によるもの。

一九三五（六）一三六（七）年藝文雜誌曾分期刊載此書全文、……

據說它所根據的是嘉業堂抄本。

我從趙景深兄處借到藝文雜誌、古典文學出版社編輯部同意由我來加以整理校補。

であると述べている（以下、この兩者をそれぞれ藝文本・古典本とよぶ）。これによれば、兩者は嘉業堂藏抄本の子と孫に當たるテキストということになる。

しかし、この「後記」の記述にはいささか曖昧なところがある。まことに、以下にその部分を引用してみよう。

『綠窗新話』一卷、題『皇都風月主人撰、國內僅有一二抄本。一九二七年、董康見於日本細川書店、他因記得吳興嘉業堂藏有手抄本、所以只借回抄下目錄、刊在『書舶庸譚』裏。……寧波范氏天一閣藏書中、也有這書的抄本、趙萬里曾據以輯揚混古今詞話的佚文。（圈點は筆者による）

これによれば、天一閣と嘉業堂には別の寫本が藏されているかのようであるが、趙萬里的『校輯宋金元人詞』（國立中央研究院歷史語言研究所、一九三一年）の「引用書目」に

『綠窗新話』一卷 題『皇都風月主人編』

吳興劉氏藏天一閣明鈔本

とあることがらみて、兩者が一本である點に疑いの餘地はない。この寫本が天一閣の藏書であったことは、薛福成の『天一閣見存書目』卷三子部 小說家に次のように著録されていることからも確認される。

『綠窗新話』金鈔 不著撰人名氏

この記載は卷數に觸れておらず、『皇都風月主人編』についても言及していない。この點に一抹の不安は残るもの、「皇都風月主人」は「名氏」ではないし、寫本である點では嘉業堂藏抄本と一致するのであるから、同一物と見做して差し支えないのはなかろうか。もっとも、阮元の『天一閣書目』にはその名が見えないから、范欽の藏書ではなかつたらしい。この寫本が天一閣に收藏されたのは、『天一閣書目』

が刊行された嘉慶十三（一八〇八）年以降、『天一閣見存書目』の刊行された光緒十五（一八八九）年までのことである。

では、これが天一閣から吳興嘉業堂に移ったのはいつのことであるうか。董康の『書舶庸譚』四に、民國十六（一九二七）年に日本の細川書店で「舊抄本」（以下、これを細川抄本とよぶ）の『綠窗新話』二巨冊を見た事を記した文章が收められ、そこに

索值頗高、記得吳興劉氏嘉業堂有此書、乃借歸、錄其目焉。と記されているから、董康の來日した民國十五（一九二六）年末以前にその藏書となっていたものと考えられる。『重詳定刑統』が天一閣を離れた時期が民國七（一九一八）年以降十（一九二一）年以前と推定されるから、『綠窗新話』もこのころ嘉業堂に移ったものであろう。

所謂嘉業堂とは劉承幹、字翰怡（幹怡）の室名である。劉承幹は民國初年よりほぼ二十年間に亘り、その室名を冠した『嘉業堂叢書』・『嘉業堂金石叢書』などを刊行した人物であるが、自編の『嘉業堂善本書影』（民國十八年、吳興劉氏滬上石印本）には『綠窗新話』の書影を收めていない。寫本であつたからであろう。

天一閣以前の所藏状況については、『見存書目』が印記などの記載を省いたため、趙萬里がこれを明鈔本とした理由とともに、知る手立てがない。民國まで中國に存在した寫本はこれのみのようである。とすれば、藝文本の原本としてこの寫本を指定してもよからう。

## 一一

明の嘉靖年間（一五二二～六六）の著名な藏書家晁穉（？～一五六〇）及びその次子東吳（一五三二～五四）の藏書目錄である『寶文堂書目』は、その卷中子雜に宋元の「話本」を多數著録しているが、

『綠窗新話』の名もここに見出だされる。このほか趙用賢（一五三五～九六）の『趙定字書目』にも、「剪燈新話因話一本 剪燈餘話」に續き、「綠窗新話一本」と見える。趙用賢の藏書は當然その子孫に受け継がれたと考えられるが、その子開美（後に琦美と改名）の『脈望館書目』には「綠窗新話」の名は見えない。この書目が作成された時までに、趙氏の手を離れていたものであろう。

ところで、『寶文堂』・『趙定字』兩書目に著録された『綠窗新話』は刊本・寫本のいずれだったのであらうか。刊本とすれば刊行時における相當數の流布が、寫本とすれば明鈔本とされる嘉業堂藏抄本との関連が考えられるからである。『寶文堂書目』の場合、刻・板・抄の文字が一部に見えるが、『綠窗新話』にはそれがなく、刊本・寫本いずれとも判斷し難い。しかし、『趙定字書目』に著録される『綠窗新話』には、その寫本のみに抄と記すと思しい著録法から、刊本の可能性が大きいといえよう。

以上二書目に著録される『綠窗新話』はいづれにせよ獨立していたものと考えられる。『綠窗新話』にはこのほか叢書に收められたものがあった。黃虞稷（一六二九～九一）の『千頃堂書目』卷十五子部類書類に著録される司馬泰の『廣說郛』に收められるものがそれである。

『廣說郛』は八十卷から成るが、その第五十八卷から第六十卷にかけ、「話」類六種の書物が收められる。以下にその部分を抜き出しておこう。

司馬泰は江寧の人で、字を魯瞻といい、司馬光の子孫という。正德十四（一五一九）年に舉人に中り、嘉靖二（一五二三）年に進士に及第した。<sup>(8)</sup>つまり、『綠窗新話』は嘉靖から萬曆にかけ、世代を異にする三人の藏書家——司馬泰・晁環・趙用賢——に藏されていたことになる。司馬泰の編纂した叢書には、「廣說郛」のほか、「文獻彙編」一百卷・『古今彙說』六十卷・『再續百川學海』八十卷・『三續百川學海』三十卷・『史流十品』一百卷などがあり、いざれも千頃堂に藏されていたが、その後『廣說郛』同様散佚してしまつたらしい。

### 三

『綠窗新話』には、民國二十年前後まで二種の寫本が存在していたことが遍く知られている。嘉業堂藏抄本と細川抄本がそれである。細川抄本がそれまで誰の所藏になり、その後誰の手に歸したかはまったくわからぬ。<sup>(9)</sup>だが、董康の残したその目録により、嘉業堂藏抄本とはかなり相違したものであつたことが知られる。嘉業堂藏抄本系の藝文本・古典本が百五十四則の話を收めているのに、この目録にはそのうちの百十九則の題目しか見えないからである。そのうえ出典註も一部失われていたらしい。これらの點については夙に指摘がなされてきた。だが、以下に述べる諸點については、いまだ注意が拂われてはいない。

- 五十八卷 綠窗新話 道山清話
- 五十九卷 存齋新話 異話 運慶子餘話 李楨
- 六十卷 隋唐佳話 刻本 劉賓客佳話 異編

第五十八卷に收められる『道山清話』は『四庫全書總目提要』

卷十一

この目録における題目の排列は本来の順序そのままでなく、董康

により、出典別に再編がなされている。しかし、出典の記載順、及びそれぞれの出典内における題目の排列には、細川抄本本来のそれが生きていると考えられる。細川抄本が嘉業堂藏抄本と同じ系統のものであり、古典本が藝文本をそのまま受け継いでいるならば、この目録において次の現象——題目に古典本による通し番號をつけるならば、各出典内における題目はその數字の若い順に並び、しかも、出典自體も冒頭題目の數字の若い順に並ぶ——が見られるはずである。そして、目録の冒頭部分にはまさしくこの現象が見える。

齊諧記

書名依本編所引次序

劉阮遇天台仙女 1

傳奇

按唐書志

藝文類聚

裴航遇藍橋雲英 2

封涉拒上元夫人

13

德麟娶洞庭韋女 13

麗情集

任生娶天上書仙 7

杜枚之觀張好好 25

……

しかるに、以下に引用する部分にはこの現象に狂いが生じている。

天寶遺事

唐明皇咽助情花 72

江南野錄

韓妓與諸生淫雜 114

陳處士暫寄師叔 106

詩話

錢起詠湘靈鼓瑟 125

……

王子年拾遺記

『綠窗新話』と『新話摭粹』

薛靈芸容貌絕世 148 越國美人如神仙 150

杜陽雜編

薛瓊英香肌絕妙 152  
蘇子美文

楊愛愛不嫁後夫 78

五代史

王凝妻守節斷臂 81

詩史

蔣氏嘲和尚解酒 113

先の前提に誤りがないのであれば、『詩話』から『杜陽雜編』までが『蘇子美文』から『詩史』以降にあり、しかも『江南野錄』内部における順序が入れ替わっていなければならない。前者の原因が董康の恣意であることは、「書名依本編所引次序」と明記されていることから考えられない。そのうえ、後者のような事例はこれのみにとどまらない。目録の冒頭部分に見えた『麗情集』でも、實は 7 25 32 41 55 60 61 70 122 123 84 の順となっているのである。これらを仔細に検討すると、細川抄本では古典本の「韓妓與諸生淫雜」 114 と「虢夫人自有美豔」 154 に當たる部分が、「袁寶兒最多慾態」 73 と「蔣氏嘲和尚戒酒」 113 に當たる部分より前にあつたものと推定される。

ここで『藝文雜誌』各期の刊行年月日及びそこに載録される話を、古典本による通し番號で示してみよう。

二期	民國二十五・五・十	(上)	1	~	16
三期	民國二十五・六・十五	(中)	17	~	49
		(下)	50	~	72

五期 民國二十五・十一・二十 (下) 114 ~ 154

六期 民國二十五 (上)・四・十 (下) 73 ~ 113

これによれば、藝文本の排列と細川抄本の排列とは一致していたと考えられる。嘉業堂藏抄本もこれと同一であったろう（以下、この新番號に〔〕を附して用いる）。これによれば古典本<sup>114</sup> ~ 154は〔73〕 ~ 〔113〕と、73〔113〕は〔114〕 ~ 〔154〕となる）。細川抄本は嘉業堂藏抄本、もしくはそれと同系統のものから筆寫されたものであろう。未載錄の三十五則が飛び飛びであることからすると、それらが落丁のために脱したとは考えにくい。筆寫の際に選擇の意圖が働いたものと見做してよからう。

古典本における藝文本との相違は、周夷が『藝文雑誌』第五期所載分と第六期所載分とを入れ換えてしまったことによって生じたものであろう。嘉業堂藏抄本及び細川抄本は藝文本の排列と一致し、古典本のそれには錯誤があると考えて利用しなければならない。

#### 四

『新話撫粹』は『選鎌騷壇撫粹嘲廳譚苑』一名『繡谷春容』の卷四。

卷五の下段に收められている。『繡谷春容』（以下、この名稱を用いる）は明代の『通俗類書』の一つで、建業の世徳堂より、起北齋の手により萬曆中に刊行されたと推定される書物である。『新話撫粹』には總計百七十八則の話が收められているが、そのうちの百二十二則が『綠窗新話』所收のものと一致する『綠窗新話』所收百五十四則の八割程の部分が『新話撫粹』と共にすることになる。一方、『新話撫粹』未收の三十二則のいくつかについては、その理由が以下のように推定できる。

『繡谷春容』の下段には、『新話撫粹』のはか、卷一に『瓊章撫粹名

家詩』と『機鑒撫粹名媛詩』、卷二に『詩餘撫粹名家詞』・『形管撫粹名詞』・『擊筑撫粹名歌』・『形管撫粹名歌』のように、總計十六もの撫粹が收められている。つまり、下段は某撫粹からなるといえる。『繡谷春容』の卷首題『選鎌騷壇撫粹嘲廳譚苑』はそれを示すものであろう。この撫粹中に、未收三十二則の同話が收められているのである。たとえば、『綠窗新話』の「謝生娶江中水仙」8は『機鑒撫粹』に「楊越漁謝生聯句得偶」として、「蘇守判和尚犯姦」36は『詩餘撫粹』に「東坡詞判奸僧」としてといった具合にである。いまこの二例を引用してみよう。

楊氏女、越漁者楊翁女也。容貌美麗、爲詩不過兩句。或問：「胡不終篇。」答曰：「無奈情思纏纏、至兩句、卽思亂不繼。」有謝生求娶。父曰：「吾女宜配公卿。」謝曰：「諺云：『少女少郎、相樂不同。』且安有少年公卿耶。」翁曰：「吾女詞、多兩句。子能續之而稱其意、則妻矣。」遂以女詩示謝。謝卽續成。女曰：『天生吾夫。』遂偶之。

珠簾半牀月、青竹滿林風鳥。何事今背景、無人解與同。

靈隱寺僧名了然、戀妓李秀奴、刺字臂上云：「但願生從極樂國、免教今世苦相思。」後衣鉢蕩盡、秀奴絕之。了然怒、一擊而斃。時東坡治郡、案其事、判以踏莎行詞云：

這箇禿奴、修行忘慾。雲山頂上持戒、一從迷戀玉樓人、鴉衣百結渾無奈。毒手傷人、花容粉碎、空空色令何在。臂間刺道苦相思、這回還了相思債。

却押市曹處斬。

これらは、兩者に共通な百二十二則の場合と相違し、『綠窗新話』所收のものと字句を大幅に異にしているが、それは、これらの話が收

められる撫粹の名稱が端的に物語つているように、「話」よりも「詩」や「詞」に重點がおかれたからであろう。元來これらの話も『新話撫粹』が依據した書物に入っていたが、卷一の『機囊撫粹』、卷二の『詩餘撫粹』がすでに同話を收めていたため、卷四・卷五の『新話撫粹』から削除されたのではなかろうか。「通俗類書」は庶民の詩詞の手引き書的な役割をも果たしたと考えられるから、詩詞を中心とした形の話を方を、「繡谷春容」の編者起北齋は重視したのであろう。以上の推定が成立するとすれば、これらの話について、『新話撫粹』が依據した書物に收録されていた可能性を考えるのも、さまで無理ではあるまい。

同様の例は『璣囊撫粹』中に更に九則<sup>回</sup>が見出だされるから、總計十一則にこの可能性があることになる。

更に、『新話撫粹』という名稱自體、『選鏡驥壇撫粹·瞬麝譚苑』という書名に合わせ、新たに命名されたものとも考えられる。『新話撫粹』が依據し、『新話』という名稱を提供した書物を『綠窗新話』と想定することもできよう。

## 五

『新話撫粹』は『綠窗新話』と同様、上下二卷からなるが、上巻が遇仙・奇遇・神遇・奇遇・私通・好合・情好・惜別・再會・爭奪・淫戯・妬忌の、下巻が樂藝・音樂・妙舞・靚粧・艶色・賢行・守節・文史・辭令・滑稽・恢諧・節義の各十二類<sup>回</sup>に細分されており、この點で『綠窗新話』と大きく異なる。また、兩者に共通する前記百二十一則の排列順についても、大筋では一致するが、藝文本とすべて一致するというわけではない。だが、その點について論ずる前に、まず『新話撫粹』の類自體における問題點を二つ指摘しておきたい。それが、話

の排列の問題と密接にかかわってくるからである。その一つは上巻における奇遇類の重出という點であり、一つは上巻末の妬忌類・下巻末の節義類の異質性という點である。

先に藝文本の話の排列が『新話撫粹』のそれと大筋において一致していると述べたが、それは58と68の一いつの例外を除き、『新話撫粹』で某類に屬するとされる話は『綠窗新話』でも一定の纏まりを示し、排列の亂れがその範囲内にどどまつてゐるという意味である。これは『綠窗新話』中に「類」が存在することを示す。『新話撫粹』に見えない三十二則も、このようにして推定された『綠窗新話』の類別に合致している。ところが、『新話撫粹』上巻には二つの奇遇類がある。この二つの奇遇類のうち、類目四番目の奇遇類は『綠窗新話』に對應させても「類」として獨立している。それに反し、二番目の奇遇類はこの點からも、内容の面からも獨立しておらず、一番目の遇仙類に含まれるべきものと考えられる。そこで、この奇遇類を遇仙類に含め、『綠窗新話』と『新話撫粹』の關係、及びこれまでに述べてきたことを纏めて表一として示しておこう。

この表一は妬忌類・節義類の異質性もはつきり示している。『綠窗新話』と共通する話が一つもないのである。このうち、節義類にはそれ以外の類とのもう一つの相違點が存在している。他の類では類名が本文と同じ大きさの文字で表示されているのに對し、節義類では二行どりに大書されているのである。そのうえ、『宋史』・『元史』を含め、正史の「列女傳」に出自を有する話が多い。この類は意圖的に、『綠窗新話』をもとに『新話撫粹』が作られたものではないからうか。妬忌類に於いて、節義類と相違し、元來屬する話が四則と少ない。

表一

新話摭粹類目	卷	話數	話の通し番號	共通話數	綠窗新話 話の通し番號	話數	卷	藝文雜誌 の期數
遇仙類	上	15	( 1)~( 15)	13	1 ~ 16	16	上	二
含遇類	"	9	( 16)~( 24)	3	17~20	4	"	三
奇遇類	"	9	( 25)~( 33)	4	21~24, 58	5	"	"
私通類	"	15	( 34)~( 48)	14	25~46, 68	23	"	"
好合類	"	3	( 49)~( 51)	3	47~50	4	"	(~49)三 (~50)四
情好類	"	12	( 52)~( 63)	9	51~57, 59~62	11	"	四
惜別類	"	2	( 64)~( 65)	2	63~64	2	"	"
再會類	"	3	( 66)~( 68)	1	65~67	3	"	"
爭奪類	"	2	( 69)~( 70)	2	69~70	2	"	"
淫戲類	"	8	( 71)~( 78)	4	[73][74] 71, 72, 114, 115	4	上下	(~72)四 (~115)五
妬忌類	"	4	( 79)~( 82)					
樂藝類	下	15	( 83)~( 97)	12	[ 75]~[ 88] 116~129	14	下	五
音樂類	"	8	( 98)~(105)	7	[ 89]~[ 98] 130~139	10	"	"
妙舞類	"	4	(106)~(109)	4	[ 99]~[102] 140~143	4	"	"
靚粧類	"	3	(110)~(112)	1	[103]~[104] 144~145	2	"	"
艷色類	"	10	(113)~(122)	10	[105]~[113][114] 146~154, 73	10	"	(~154)五 (~73)六
賢行類	"	3	(123)~(125)	3	[115]~[118] 74 ~ 77	4	"	六
守節類	"	9	(126)~(134)	7	[119]~[126] 78 ~ 85	8	"	"
文史類	"	3	(135)~(137)	3	[127]~[130] 86 ~ 89	4	"	"
辭令類	"	6	(138)~(143)	4	[131]~[134] 90 ~ 93	4	"	"
滑稽類	"	8	(144)~(151)	8	[135]~[146] 94~105	12	"	"
恢諧類	"	15	(152)~(166)	8	[147]~[154] 106~113	8	"	"
節義類	"	12	(167)~(178)					
總計		178		122		154		

しかし、惜別類や争奪類はこれより更に少ない二則から成り立つていてもかかわらず、いずれも『綠窗新話』所収の話を受け継いでいるので、話の少なさに共通する話が一つもない理由を求めるわけにはゆかない。妬忌類に相當する話も、『綠窗新話』にもともと收められていなかつたのではなかろうか。

妬忌類を除いた十類が萬曆當時の『綠窗新話』の上巻を構成していだとすれば、それらは（遇仙・神遇）（奇遇・私通）（好合・情好）（惜別・再會）（爭奪・淫戲）と一類ずつ五組のペアをなしていたであろう。節義類を除いた下巻十一類は前記の意味で相互に獨立している。だが、樂藝類と音樂類とは肉聲を含めた樂器及びその名手に纏わる話、という共通點を持つ。本来これは一類だったのではあるまい。兩者合わせて二十三則という屬する話の多さが、起北齋をしてとてもと一類のものを二類にさせ、その連鎖反響が上巻遇仙類にまで及んだのではないか。當時の『綠窗新話』は下巻も五組十類（樂藝十音樂・妙舞）（靚粧・艶色）（賢行・守節）（文史・辭令）（滑稽・恢諤）からなつていたと考えてよからう。

『新話撫粹』の類目、及びそれに相當する『綠窗新話』の類目ごとの話の總數を比較すると、出入はあるがおおよそ對應しているといえる。その中では、『新話撫粹』において神遇・奇遇・淫戲・恢諤類が増加し、私通・滑稽類が減少していることが目立つ。このうち滑稽類の減少と恢諤類の増加は、これを前記ペアとして考えるなら『綠窗新話』から大きく變化してはいないといえる。このことは、このペアが少なくとも起北齋には意識されていたことを意味しよう。

ところで、私通類の減少と淫戲類の増加、妬忌類・節義類の新設は一つの動機から、と説明できるように思われる。男女・夫婦間の、特

に女性のモラルの有り様を、「通俗類書」を通じ、讀者である庶民に喧傳しようとしたからではなかつたか。私通類の話を減らし、節義類の話を新たに加えたのはその意圖に直接沿つたものと考えてよからう。妬忌類を新設し、淫戲類を増したことは一見逆効果のようであるが、これも女性としての悪い見本、反面教師としての役割を荷つてのことと考へられる。淫戲類に新たに加えられた四則が『綠窗新話』と共通する四則と異なり、女性を主人公とする話である點も、これを裏づけるように思われる。

表一によれば、『藝文雑誌』で好合類及び艶色類に當たる話が第三期と第四期、第五期と第六期とにそれぞれ分載されている。このうち

上 本來の『綠窗新話』 下		類目あり	
1~72[73][74]		[75] ~ [154]	
上 嘉業堂藏抄本	↓	下	類目なし
1 ~ 72	[73]	~	[154]
上 藝文本		下	同上
1~16 17~49 50~72	[73] ~ [113]	[114] ~ [154]	
上 古典本	↓	下	× 同上
1 ~ 72	[114] ~ [154]	[73] ~ [113]	

嘉業堂藏抄本には類目の表示がなされていなかつたと考えることができる。五期末には藝文社の「代定・代辨」業務に關する廣告が見える。同類目の話を分載し、このような廣告を載せる事態は考えにくいい。だが、これには第五期・第六期とも四十則ずつの話を收めたい、という編輯者の意圖が働いたのかもしれない。しかし、淫戲類に當たる話を第四期に上巻、第五期に下巻として分載するとは思え

ない。現存の『綠窗新話』は上巻七十二則、下巻八十一則からなるが、本來のそれでは1~72と[73]の七十四則が上巻に、[75]~[154]の八十則が下巻に屬していたのではないか。藝文本は話の排列という點では本來の姿を保っているが、卷立てという點ではこれを失していると考えられる。恐らくは嘉業堂藏抄本においてすでにそのようになつたものであろう。起北齋の見た『綠窗新話』と嘉業堂藏抄本とが同系統のものとすれば、後者は萬曆以降嘉慶十三年までの間に成立し、その際、もしくはその後の轉寫・改裝の際に、これらの變化が生じたものであろう。以上に述べたことを圖一として纏めておこう。

## 六

『綠窗新話』は『話本』の種本集と考えられる。種本とは、小説人が『話本』のあらすじや原話との相違點を、原話が文言であればそのまま、白話であれば文言になおして簡潔に記しておき、これにもとづきつつ語ったものである。それ故、これに見える原話との相違は、『話本』の有り様を知るために手掛かりとなり得るはずである。従つて、この種の書物の整理校補は誤字・脱字の範圍にとどめられるべきであり、原文の姿を失わせるようであつてはならない。古典本における周夷の整理校補には、この點への配慮に缺けるところがある。割注で原書本來の面目を明らかに出来るようにしたと述べてはいるが、それが時としてその役割を果たしていないからである。それだけに、生の種本を提供している藝文本の存在は貴重である。しかし、周夷の指摘するように、藝文本には排印の際の誤字・脱字が多いらしく、これをもつてしてもなお本來の原文に通り得ない場合も存する。『新話撫粹』の發見は、『綠窗新話』に收められる百五十四則中百二十二則にとり、

第三のテキストが出現したのと同じ意味があると考えられる。以下に述べるのは、この百二十二則を『新話撫粹』所收のものと比較した中間報告である。なお、『新話撫粹』には出典註はない。また、そこでは『綠窗新話』の「評曰」の書き出しで始まる部分 及び中心となる話以外の別話の部分が、二字格下げて小字で刻されており、しかも「評曰」の二文字が見えない。兩者における相違はこの部分に著しい。

この部分の出入を比較すると、『綠窗新話』にあるものが『新話撫粹』で落ちている事例が多い。たとえば、『新話撫粹』では百五十八番目、『綠窗新話』では百五十四番目の話「蔣氏嘲和尚戒酒」(以下、この關係を[158]/[154]と表わす)で「評曰」以下のすべて、二百餘字が、「崔徽私會裴敬中」(41)/41で元微之の詩及び秦少游の調笑令百餘字が『新話撫粹』にはない。これほどではなくとも、(61)/61・(95)/(84)・(96)/(77)などは、いざれも四十字以上をこの部分で脱している。しかし、この逆の事例も存する。「韓夫人寫情禁薄」(29)/58には次のよくな別話が補われている。

昔天寶末、顧況遊禁中、見流水上梧葉。有詩一絕云：「一入深宮裡、年年不見春、聊題一片葉、寄與有情人。」況亦於上流題詩葉上云：「花落深宮鶯亦悲、上陽宮女斷腸時、帝城不禁東流水、葉上題詩欲寄誰。」後十餘日、又於杏葉上得詩云：「一葉題詩出禁城、誰人酬和獨含情、自嗟不及波中葉、蕩漾乘春取次行。」與此事殆相類、噫可謂奇矣。

このほか、「評曰」以下に相當すると考えられるものが補われている「李娃使鄭子登科」(24)/(115)のような事例も存する。  
叛臣辱婦每出于名門世族、而伶工賤女乃有潔白堅貞之行。豈非秉彝

表二

『綠窗新話』と『新話摭粹』

卷	類	通し番號	題名	時代	原話
上	遇仙類 (含奇遇類)	(14)	雍伯設漿得夷婦	○	G 4陽翁伯(仙傳拾遺), Y 45搜神記, Y 805搜神記, 搜神記11, *玄怪錄(龍威秘書)
"	"	(15)	趙進土獲畫遇仙姬	○	*G 286畫工(聞奇錄)
"	神遇類	(16)	楚王感巫山神女	○	*文選・高唐賦序
"	"	(17)	賈生遇曾城夫人	○	(L 29麗情集・黃陵廟詩, 歲時廣記7麗情集)參照
"	"	(20)	鄭生遇湘浦龍女	○	G 298太學鄭生(異聞集), L 28異聞集・湘中怨, 歲時廣記9異聞錄
"	"	(21)	蕭曠遇洛浦龍女	○	G 311蕭曠(傳奇), L 32傳奇・洛浦神女感甄賦
"	"	(22)	趙文韶清溪得偶	○	G 295趙文昭(八朝窮怪錄)
"	"	(24)	李湜遇華岳神女	○	*G 300李湜(廣異記), 歲時廣記28廣異記
"	奇遇類	(28)	任氏女題詩紅葉	○	G 160侯繼圖(玉溪編事)
"	"	(30)	張生元宵會帥妾	○	醉翁談錄・紅綃密約張生負李氏娘, 歲時廣記12蕙畝拾英集
"	"	(31)	王生渭塘奇遇	×	剪燈新話2渭塘奇遇記
"	"	(32)	崔生躰垣會紅綃	○	G 194崑崙奴(傳奇), L 32傳奇・崔生
"	"	(33)	劉方女僞子得夫	×	劉方三義傳, 劉方玄記
"	私通類	(44)	伍愛卿私通員茂	△	*G 340李章武(李景亮爲作傳), L 28異聞集・碧玉解葉
"	情好類	(57)	李章武會王子婦	○	
"	"	(62)	楊媚善媚南越侯	○	G 491楊媚傳(房千里譜)
"	"	(63)	真珠乞離萬通受	△	
"	再會類	(66)	徐軍校兩妻復舊	○	*夷堅志補11徐信妻
"	"	(68)	王從事失妻復返	○	*夷堅丁志11王從事妻
"	淫戲類	(73)	山陰主戲褚彥回	○	Y 153沈約宋書
"	"	(74)	賈皇后喜洛南吏	○	*Y 138王隱宋書
"	"	(77)	梁冀妻善作妖態	○	*後漢書列傳24梁冀傳, 搜神記6
"	"	(78)	永年妻奉蓮花盃	○	宋史列傳89竇卡傳
"	妬忌類	(79)	任氏妻寧死亦妬	○	G 272任瓊妻(朝野僉載), L 40朝野僉載・賜妬妻酒
"	"	(80)	梁武獲鶴鵝置膳	○	
"	"	(81)	劉瑱珠夫死猶妬	○	
"	"	(82)	王導驅牛車遠辱	○	G 246蔡謨(晉史), G 272王導妻(妬記), 類聚35妬記, 世說輕詆篇引妬記
下	樂藝類	(83)	楊妃教宮人琵琶	○	*G 205楊妃(譚賓錄)+*204太真妃(開天傳信記)
"	"	(93)	蔡琰以識琴知名	○	*Y 577蔡琰別傳+*Y 577後漢書, *G 203蔡邕(漢書)
"	"	(94)	劉麗華善彈箜篌	○	Y 577晉書, *才鬼記・王敬伯
"	音樂類	(103)	念奴有出雲之音	○	*天寶遺事上・眼色媚人
"	觀壯類	(111)	吳夫人傷額益妍	○	G 218吳太醫(酉陽雜俎), 酉陽雜俎8, 王子年拾遺記
"	"	(112)	馬皇后美髮創髻	○	*Y 137東觀漢記

下	守 節 類	(131)	李歌娘不從達魯 傳氏女夫死自溺	×	
"	"	(132)	郭順卿善調參政 劉婆惜巧合監郡	×	*青樓集・順時秀 *青樓集・劉婆惜
"	辭 令 類	(142)	扈戴被水香勸盡 魏處士嘲妓生硬	○	*清異錄1・水香畏內
"	"	(143)	大壯作補闕燈檠	○	*清異錄1・補闕燈檠
"	恢 譜 類	(160)	陸宅之贈妓爲尼	×	
"	"	(161)	李端端被譽得名	○	G 256 崔淮(雲溪友議), *L 41 雲溪友議・娟肆題詩, 雲溪友議中・辭雍氏
"	"	(162)	謝師厚嘲胥宿妓	○	
"	"	(163)	蘇東坡嘲妓肉體	○	
"	節 義 類	(167)	王貞婦持刀自刎	×	
"	"	(168)	張義婦尋夫歸葬	×	元史列傳87列女傳・張義婦
"	"	(169)	銀瓶女給嫂同溺	○	
"	"	(170)	叔先雄自沉求父	○	*後漢書列傳74孝女叔先雄, Y 415 益都耆舊傳, 搜神記11
"	"	(171)	趙氏女爲親報仇	○	三國志魏書18龐淯傳引皇甫謐列女傳, Y 441列女傳, Y 415列女傳
"	"	(172)	趙希孟詩留裙帶	⊗	*宋史列傳219列女傳・韓氏女
"	"	(173)	王氏女擊豹救父	×	
"	"	(174)	陳淑貞絕絃見志	×	*元史列傳88列女傳・陳淑貞
"	"	(175)	樂羊妻逢盜自刎	○	*後漢書列傳74樂羊妻, Y 440列女傳, 搜神記11
"	"	(176)	義宗妻臨難不避	○	*舊唐書列傳143烈女傳・鄭義宗妻盧氏, 新唐書列傳130列女傳, Y 422唐書
"	"	(177)	希文妻罵賊被害	⊗	*宋史列傳219列女傳・節婦廖氏
"	"	(178)	俞新妻斷髮失志	×	*元史列傳87列女傳・閻氏

G. 太平廣記, Y. 太平御覽, L. 類說, \*. ほぼ同文もしくは節略の跡の明白なもの

○. 北宋以前の話, ⊗. 北宋以前の話なるも原據が元以降の成立にかかる話

△. 時代未詳, ×. 元明の話, ◎. 北宋以前の話で小字部分のあるもの

之良有不問耶。娃之守志不亂、卒相其夫以底于榮美、則尤人所難。

嗚呼、娼也猶然、士乎可以知所勉矣。

また、(100)／[94]のように「遂拜爲師」と「始奏一聲」との間に「李牟吹笛獨步當時、及見老父」の十二字が補われているといった例もある。

問題は、これらの部分が『新話撫粹』成立時に起北齋によつて補われたものなのか、それとも萬曆時代の『綠窗新話』にはもともと存していたものなのか、という點にある。元來『綠窗新話』に收められていた話でさえ取捨した起北齋であるから、前者である可能性の方が強い。しかし、もし後者であるとすれば、『綠窗新話』と共に通しない五十六則に就いても、萬曆時代のそれに收められていた可能性の有無を考えねばならないことになる。(表一は、以上五十六則を判明しているその原話とともに、一覽表としたものである。)

しかも、嘉業堂藏抄本や細川抄本とは別の、百八十餘の附圖を持つ寫本が、昭和三十年代後半まで傳存していたことを示す資料があるのである。昭和三十六年一月づけの『琳琅閣古書目録』には次のように記されている。

出像綠窓新話付詩酒飄江樓記<sup>[24]</sup>

大形雅裝 六冊

此書清朝初期の鈔本なれど極彩色の繪圖百八十餘あり。丁度日本奈良繪様の物。保存精密にして、此の種の類本を見ず。畫風は極

良く極めて希品。

一般的に言つて、この種の書物は一話一圖もしくは二圖からなつてゐるが、この場合、話の長さからみて後者とは考えにくい。「繪圖百八十餘」という記載はこの寫本に百八十餘則の話が收められているこ

とを示唆していると見做してよからう。この寫本が現在どこに藏されているかは不明(ブラジルに渡つたといわれる)であるが、これを調査すれば、必ずやこの問題解決の緒を摑むことができよう。

さて、前記五十六則中、起北齋により新設されたと考えられる妬忌類・節義類を構成する總計十六則、及び元・明時代の話と明らかに七則については前記の可能性を考える必要はあるまい。従つて、考慮の對象となるのは三十三則に絞られる。このうち二則については時代が未詳という不確定要素があるが、他の三十一則は北宋以前の話であるので、萬曆時代の『綠窗新話』に含まれていた可能性もあると言えり。しかも、この中には(124)／(115)と同様小字部分を有するものがある。表一中に◎で示した五則がこれであるが、これらはとりわけ『綠窗新話』に收められていた可能性が大きいようと思われる。『綠窗新話』所收のものと形式を一にするうえ、節義類以下のその可能性がない二十三則中にも同形式は一例もないからである。例として淫戯類に屬する「永年妻奉蓮花盃」(78)を引用してみよう(小字部分は一字格下げて記す)。

王永年娶宗女、監金耀書庫。時竇下・楊繪有權、永年阿之、與之結爲弟兄、往來無間。嘗置酒延下・繪於室、出其妻間坐。妻以左右手掬酒以飲。下・繪謂之白玉蓮花盃。後永年盜庫書下獄、引下・繪受饋、俱落職。

甚哉人之趨利也。奴顏婢膝、昏夜乞哀、君子猶以爲大辱。何至以妻子獻媚取悅、無恥甚矣。鶴奔狐兔、卒以俱傾、哀哉。

だが、小字部分の存在が問題解決の決め手とはならない。淫戯類に收められるこの話には、すでに述べたとおり増補の可能性があるし、そもそも「李娃使鄭子登科」(124)／(115)の小字部分そのものが『情史』の

「榮陽鄭生」卷十六 情報類に弇州山人の論賛として、より詳細に見えるからである。これが本來の『綠窗新話』に收められていたはずがない。起

北齋が増補したに相違あるまい。だが、天啓年間以降に成立した『情史』からの引用ではありえない。別にもとづくところがあつたはずである。それは『新鐫玉茗堂批選王弇州先生艷異編』四十卷であろう。

その卷二十九・妓女部四に收められる「李娃傳」に『情史』と同文のもの（但し當然ながら「弇州山人曰」の五文字はない）が收められている。この書物の刊行は萬曆三十年ころまでと考えられる。『繡谷春容』の成立はこれ以後にかかり、その際に『艷異編』の評語を刪略したもののが『新話撫粹』に收められたのであらう。「李娃使鄭子登科」の二字部分が萬曆間における増補である以上、それを根據として當時の『綠窗新話』は百五十四則を越える話を收めていた、と推測するわけにはゆかない。萬曆時代の、『新話撫粹』がもとづいた『綠窗新話』がすでに増補されたものであり、百八十餘圖を有する「清初鈔本」はその系統のもの、とも考えられようが、前記三十三則についても起北齋の増補とみておくべきである。だが、當時の『綠窗新話』については、現存のテキストの「評曰」以下の部分、別話の部分が本文とは違った扱いをされていたと推定することは許されるのではないか。これらの部分は南宋の成立期以降に附加されたものかもしれない。思うに、「評曰」の二文字は藝文本の編者が嘉業堂藏抄本における本文とこの部分の扱いの相違を反映させるべく附したものではなかろうか。本来この二文字はなく、『新話撫粹』のように小字で、二字格下げて書かれていたものであろう。

なお、本文中においても小字部分と同様の事例が存するが、これについては別の機會に改めて論じたい。

### 結語

『綠窗新話』は南宋の、孝宗朝以降に成立したと考えられるが、今日ではその流傳の消息を傳える資料は極めて乏しい。明の嘉靖間にはかなり流布していたらしく、當時晁公遡及び趙用賢の藏書中に獨立の刊本と思われる『綠窗新話』のあつたこと、ほぼ同時代の司馬泰により『廣說郛』なる叢書中に收められていたことが知られる。近くは藝文本がもとづいたとされる舊天一閣藏の嘉業堂藏抄本、細川抄本、「清初鈔本」の三種類が文献上存在を知られるが、いずれも所在を失しており、詳しくは検討の対象とすることができない。

『繡谷春容』に收められる『新話撫粹』は萬曆中起北齋の見得た『綠窗新話』にもとづくが、これにより、本來の『綠窗新話』が上下巻とも五組十類ずつで構成され、現存のテキストの評語や別話に相當する部分を小字で二字格下げて記していたらしいことが知られる。起北齋はこれに女性道徳の宣揚という立場から増補改訂の手を加えたものと推定される。従つて、當時の『綠窗新話』が現存の百五十四則を越える話を收めていた可能性もないではないが、これと起北齋の増補になるものを分別することは難しい。これは今後の新資料の發見に待たねばならない。だが、共通百二十一則を現存の『綠窗新話』の校勘資料とするのはさしつかえない。これにより宋代の話本がより正確に復原されるからである。小論執筆の第一の目的は、先の三本をも含め、いかにねむつているかもしれない新資料の出現を期待して、その呼び水たらんとすることに、第二の目的は宋代話本の復原作業において『新話撫粹』の果たしうる役割・その資料價値を明らかにせんとするにあつた。それによつて復原されるであらう話本をめぐる諸問題について

ては、他日改めて論ずることとしたい。

(8) 清・宋觀光修『江寧府志』(康熙三十三年刊)に傳が存する(卷二十一、人物傳三)。

(1) 話本と「通俗類書」『日本中國學會報』第二十八集、註<sup>88</sup>。  
(2) 陳垣の『史譯學例』(第七十八、宋譯例)の南宋孝宗の項に「慎改爲謹」とある。

(3) 『藝文雜誌』第二期に見える提要は、そのよった抄本の由來について何も述べていない。

綠窗新語

皇都風月主人

是書無撰人名氏、大約爲明以前人所著小説。日本藏有舊刊、是爲

孤本。然較此抄爲少。曾就此本抄補。誠小說類之異書也。

また、周夷と同じく趙景深から『藝文雜誌』を借覽した譚正璧も「綠窗新話與醉翁談錄」(話本與古劇所收)の中で以下の様に述べているから、周夷は「此抄」を「嘉業堂抄本」とする何らかの情報を持つていたのであろう。

但不知藝文雜誌所據又係何本、其來源又如何。

(4) 『綠窗新語』が『綠窗新話』の誤りであることについては譚正璧に考證があり、『日本所藏中國佚本小說述考』中に收められているというが未見(譚正璧前掲論文による)。

(5) 『重詳定刑統』はまず民國七年に國務院法制局より「據范氏天一閣鈔本校刊」本が、續いて民國十年に「吳興嘉業堂刊」本が刊行されており、後者の劉承幹の跋に次のように記されているからである。

刑統三十卷、宋舊鈔本、范氏天一閣所藏。予假之表兄蔣孟蘋學部者也。  
(6) 橋川時雄編『中國文化界人物總鑑』(中華法令編印館、一九四〇年)  
六七六一六七七頁。

(7) 罷佑や李禎に『存齋新話』・『運慶子餘話』なる書物があつたことは知られていない。『剪燈新話』・『剪燈餘話』をその號、存齋・運慶子でよんだものではながろか。

『綠窗新話』と『新話摭粹』

(9) 以上、『千頃堂書目』<sup>89</sup> 卷十五著錄。著述については同書卷十二・卷二十及び『重刊江寧府志』<sup>90</sup> 卷五十四に見える。

(10) 大庭脩氏の『江戸時代における唐船持渡書の研究』(關西大學東西學術研究所、一九六七年)にも『綠窗新話』の名は見えない。

(11) 『書舶庸譚』で「失題書名」とされている二十三則中、現存のテキストで出典が知られるものが四則あるからである。なお、譚正璧前掲論文はこれを五則とする。

(12) 第六期に『食貨半月刊』の第五卷第一期から第七期までの目錄と第八期の豫告が載っており、同誌の刊行が毎月一日と十六日であることから、『藝文雜誌』の第六期は民國二十六年四月一日以降十六日までの間に刊行されたものと推定される。

(13) 因みにその番号を示せば以下のようになる。

28 29 30 35 36 42 43 46 47 48 50 52 53 68 75 80 83 89 93 95 97 98 99 102 104 110 112 113 115 116  
(120) (121) (124) (127)

ここでは上巻1~27と下巻<sup>128</sup>~<sup>154</sup>までの間に脱落がないことが目を引く。  
(14) その原因は『藝文雜誌』第六期の刊行年の誤りと第五期における頁数のつけ方の相違に求められよう。他の期では『綠窗新話』のための通し頁となっているのに對し、この期のみ一期通算の頁數がつけられている。因みに、各期の頁數は以下のようである。

第二期 一一五頁

第三期 六一一四頁

第四期 一五一二頁

第五期 四八一五八頁

第六期 一一一頁

第六期は從前の方法に復したが、いまさら一二一三一頁とも、五九一六

九頁ともするわけにゆかず、一一一頁としたものであろう。なお、第

六期末には「終」とある。

いただければ幸甚である。  
伊藤漱平教授の御教示による。

(15) 酒井忠夫氏の「明代日用類書と庶民教育」(林友春編『近世中國教育史研究』國土社、一九五八年)は明代の類書について総合的に論じたものであるが、孫楷第によつて「通俗類書」と名づけられた(『日本東京所見中國小説書目』卷八)この種の書物には言及していない。書目の類でもこれらは子部小説家類に著録されている。前掲小論を参照されたい。

(16) 東京大學東洋文化研究所藏。前掲小論註(5)を参照されたい。

(17) 『新話撫粹』等を『繡谷春容』から引用する際には、明白な誤字を正し、俗字を正字になおした。

(18) 張公子遇崔鶯鶯<sup>26</sup> 鶯鶯明月三五夜  
華春娘通徐君亮<sup>29</sup> 華春娘咫尺想思

薛媛圖形寄楚材<sup>50</sup> 薛媛寫眞頻寄遠  
沙叱利奪韓翊妻<sup>67</sup> 章臺柳答韓君平

趙象慕非煙振秦<sup>81</sup> 步非煙驛垣相從  
盛小蠻最號香歌<sup>95</sup> 鄭小蠻突厥三臺  
荷桃諫寇公節用<sup>116</sup> 荷桃感贈綬有咏  
張建封家姬吟詩<sup>120</sup> 眇盼燕子樓述懷  
崔女怨盧郎年紀<sup>145</sup> 崔氏女合香戲題

(19) 前掲小論で「上巻が十二類、下巻が十一類に分かたれている」と述べたのは誤りである。記して訂正しておきたい。

(20) ━━ 節 義 類 ━━

の如し。因みに、『繡谷春容』下段は半葉十二行、一行十七字からなつてゐる。

(21) 『樂府雜錄』の「歌」に次の記述がある。歌者、樂之聲也。故絲不如竹、竹不如肉、迴居諸樂之上。

(22) 話本の話の部分であり、「話本」として残された部分にほぼ相當する。

なお、用語用法は以下前掲小論註(1)に述べたものを踏襲した。参照して

(23) (24) 「詩酒齋江樓記」は『清平山堂話本』に「柳耆卿詩酒齋江樓記」として收められる「話本」と同じものであろう。この「話本」は『繡谷春容』卷四の上段(下段は『新話撫粹』上)にも『柳耆卿齋紅樓記』と題して收められている。この點でこの「清初抄本」は『新話撫粹』となんらかの關係を有しているのではとの推測の成り立つ餘地が存する。

(25) 「情史」の「五郎君」(卷十九)に萬曆戊午(四十六年)と見え、「小青」(卷十四)の原本とされ、『綠窗女史』にも收められる義居士撰「小青傳」(卷十四)の「才名」が天啓四年ごろまでの成立と推定されているからである。八木澤元氏「小青傳の資料」(『集刊東洋學』第六號)参照。なお、『綠窗女史』自體の刊行は、茅元儀撰「西玄青鳥記」(卷十神仙に「崇禎癸酉(六)季秋、至明年甲戌(七)夏五月……」)とあることから崇禎末と推定される。

(26) 東京大學東洋文化研究所藏本の封面に「煥文堂藏版」とあるからである。煥文堂とは楊春榮、字泰齋の書肆の名で、その『全像觀音出身南遊記傳』の刊行は、柳存仁により萬曆の三十年までと推定されている。『倫敦所見中國小説書錄』(龍門書店、一九六七年)参照。なお、朱墨套印の『玉茗堂摘評王弇州先生艷異編』十二卷には「李娃傳」は收められていない。

(27) (附記) 小論を草するに當たり、伊藤漱平・尾上兼英・田仲一成・前野直彬の諸先生に有益な御教示・御指導を賜わった。記して厚く御禮申し上げる次第である。